

基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり
 “参加・交流により「つながり」を育む”

施策1	みんなの居場所づくりの充実
-----	---------------

すべての市民が、互いに交流し、支え合い、誰もが住みよい地域づくりを行う地域共生社会の実現に向け、居場所づくりや交流促進等の充実を図ります。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①みんなの居場所づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民に身近な圏域において、住民同士の助け合い活動を支援し、住民主体の地域づくりを推進するとともに、地域総合支援センターの地域拠点である「地域支え合いの家」を設置し、支援を必要とする人の相談を受ける窓口となり、子どもから高齢者まで地域住民の誰もが気軽にいつでも寄り合える居場所づくりを行います。 ● 高齢者や障害者、子ども、認知症の人等を含めたすべての市民が、互いに交流し、支え合い、誰もが住みよい地域づくりを行う地域共生社会の実現に向け、居場所づくりや交流促進等を目的とした、みんなの居場所づくりプロジェクト（「みんな食堂事業」「地域のつどい場事業」「地域支え合い活動事業」「みんな農園事業」）を推進します。 ● あかし版こども食堂については、全28小学校区に開設されたこども食堂が、地域みんなで応援する子どもの居場所として、また、気づきの地域拠点としても適切に機能するよう、運営団体に対し支援を行うとともに、子どもだけでなく高齢者や障害者など、地域の誰もが交流できるような事業を展開していきます。 ● 高齢者ふれあいの里については、高齢者の介護予防の拠点としての役割に加え、自治会・町内会やボランティア団体の活動の場として、また親子の集いの場としてなど、多世代が利用できる地域の共生型施設へ転換を図ります。

施策2**誰一人取り残さない互助の醸成**

誰一人取り残さない地域を目指すには、普段から地域の中で顔の見える関係を築くような取組が重要となります。見守り活動や災害等の緊急時において、地域住民同士が助け合い、支え合える関係づくりの構築に向け、互助の強化に取り組めます。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①地域住民のつながりの強化	<ul style="list-style-type: none">● 自治会・町内会、高年クラブなどの地域団体への加入率が低下していることが近隣住民との関係が希薄化している原因の一つであることと捉え、地域団体への加入促進に向けた取組を推進します。● 明石市社会福祉協議会、明石コミュニティ創造協会、市等で構成する地域支援者連携会議において、地域福祉施策とまちづくり施策との連携強化を図り、住民主体のまちづくりという共通目的の達成を目指します。

施策3 障害者や高齢者の活躍と社会参画の推進

障害者の地域における社会参加及び理解促進のため、文化芸術の創造や発表、スポーツ等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る取組を推進します。

高齢者がいつまでも健やかで自立した生活を送れるよう、多様な生きがいつくりのための施策や事業を推進するとともに、地域社会の一員としてつながりを持ち、経験や知識を活かしながら、地域活動の担い手としていきいきと活躍できるよう、社会参画のための機会づくりに努めます。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①生きがいつくりや社会参画推進のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者や高齢者が関心を持っているニーズに関連する施策や事業につなげていくため、そのニーズの把握と、障害者や高齢者の関連機関が実施している事業などの情報収集及び情報提供に努めます。
②生きがいつくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者が作品を発表する機会を確保し、創作活動を支援するとともに、障害者スポーツの普及に取り組みます。 ● 高齢者の交流や健康保持、外出促進、社会参加の支援を図ることを目的とした敬老優待乗車券の交付や高齢者パスポート事業などの事業を実施し、高齢者の生きがいつくりを促進します。
③就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者が希望や能力に応じた就労ができるよう、就労支援を充実させ一般就労への移行を目指します。 ● 就労を通じ高齢者の活躍できる機会を増やすことが高齢者の社会参加の促進となることから、シルバー人材センターに対する支援を継続していきます。

施策4**みんなで支え合える子育て支援の推進**

「すべての子どもと子育て家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

さらに、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①子ども家庭支援・社会的養育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 明石こどもセンター（児童相談所）を子どもの総合支援の核となる拠点施設として、総合的・専門的に子ども支援に取り組みます。また、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を行っていきます。 ● あかし里親100%プロジェクトとして、さまざまな事情で自分の家庭で暮らすことができない子どもが家庭と同様の環境で育つことができるよう、「全小学校区での里親登録」と「里親を必要とする乳幼児の里親委託率100%」を目標に掲げ、里親を増やす取組を推進します。 ● 明石市児童健全育成システム「こどもすこやかネット」において、市の学校園及び保健・福祉部門、保育所、警察、医療機関、民生委員・児童委員など、あらゆる関係機関と連携を図りながら、支援が必要な子どもの早期発見、早期対応はもとより、地域における支援まで、総合的で一貫したサポートを行います。 ● （再掲）あかし版こども食堂については、全28小学校区に開設されたこども食堂が、地域みんなで応援する子どもの居場所として、また、気づきの地域拠点としても適切に機能するよう、運営団体に対し支援を行

	<p>うとともに、子どもだけでなく高齢者や障害者など、地域の誰もが交流できるような事業を展開していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の親子が集い、遊びや体験学習などを通じて地域でつながりながら子どもの育成を図る、「こども夢文庫」「子育て学習室」を継続実施していきます。
<p>②寄り添う支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育ての援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を通じて、育児と仕事の両立支援を推進めるとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、幅広い層への事業の周知を図り、会員増と活動件数の増加を図ります。 ● 子どもを一時的に養育保護するショートステイ事業の一層の周知を図るとともに、利用者のニーズに対し、より細かな対応ができるよう継続実施していきます。 ● 離婚時の養育費・面会交流の取り決めに係る支援や養育費取決めサポート事業など、離婚前後の養育支援により、子どもが受ける不利益の軽減に取り組みます。 ● 戸籍のない人に対して、本来受けることができる行政サービスを提供し、戸籍を作成する手続を支援するため、「無戸籍者のための相談窓口」及び「無戸籍24時間相談ダイヤル」を開設するとともに、戸籍を作るために必要な裁判所への申立費用を補助します。また、無戸籍状態になるリスクを早期に把握し、早期に解決するよう取り組みます。

基本目標3 地域における見守りと相談・支援体制の充実

“「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”

施策1	地域総合支援センターにおける相談・支援体制の充実
------------	---------------------------------

高齢者や障害者、子どもなどの支援を必要とする人が、地域において生きがいや役割をもち、互いに助け合いながらいきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け、市内6か所に設置された地域総合支援センターを核とした支援体制の充実を図ります。

また、「福祉まるごと相談窓口」として、属性・世代・相談内容を問わず断らない、分野横断的な相談支援を行うとともに、地域における様々な関係者や関係機関との連携に努め、地域総合支援センターを拠点としたアウトリーチ等を通じた継続的な支援を行います。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①支援体制の確保	● 保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の増員を図るとともに、これら3職種以外の専門職や事務職を含めた配置を検討し、相談支援業務をはじめとした様々な業務を適切に行える体制の確保に努めます。
②属性を問わず断らない相談・支援体制の整備	● 「福祉まるごと相談窓口」として、属性・世代・相談内容を問わず断らない、分野横断的な相談支援を行うため、明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターや明石市後見支援センター等との連携を強化し、更生支援も含めた一体的な支援を行います。
③アウトリーチを通じた継続的な支援の強化	● 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、地域ボランティア団体等との連携に努め、市内6か所に設置された地域総合支援センターを拠点としたアウトリーチ等を通じた継続的な支援を行います。

施策 2

重層的支援体制の構築

令和3年(2021年)4月、市町村に対して包括的な支援体制の整備を努力義務化し、重層的な支援体制整備事業を新たに創設すること等を定めた改正社会福祉法が施行されました。

重層的支援体制整備事業とは、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、を実施する事業です。

高齢者や障害者、子ども、生活困窮者等の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援に取り組むとともに、複合的な課題を抱える相談者に対しては、多機関協働によるチームでの支援を実施します。また、必要な支援が届いていない相談者にはアウトリーチ等を通じた継続的支援を実施します。

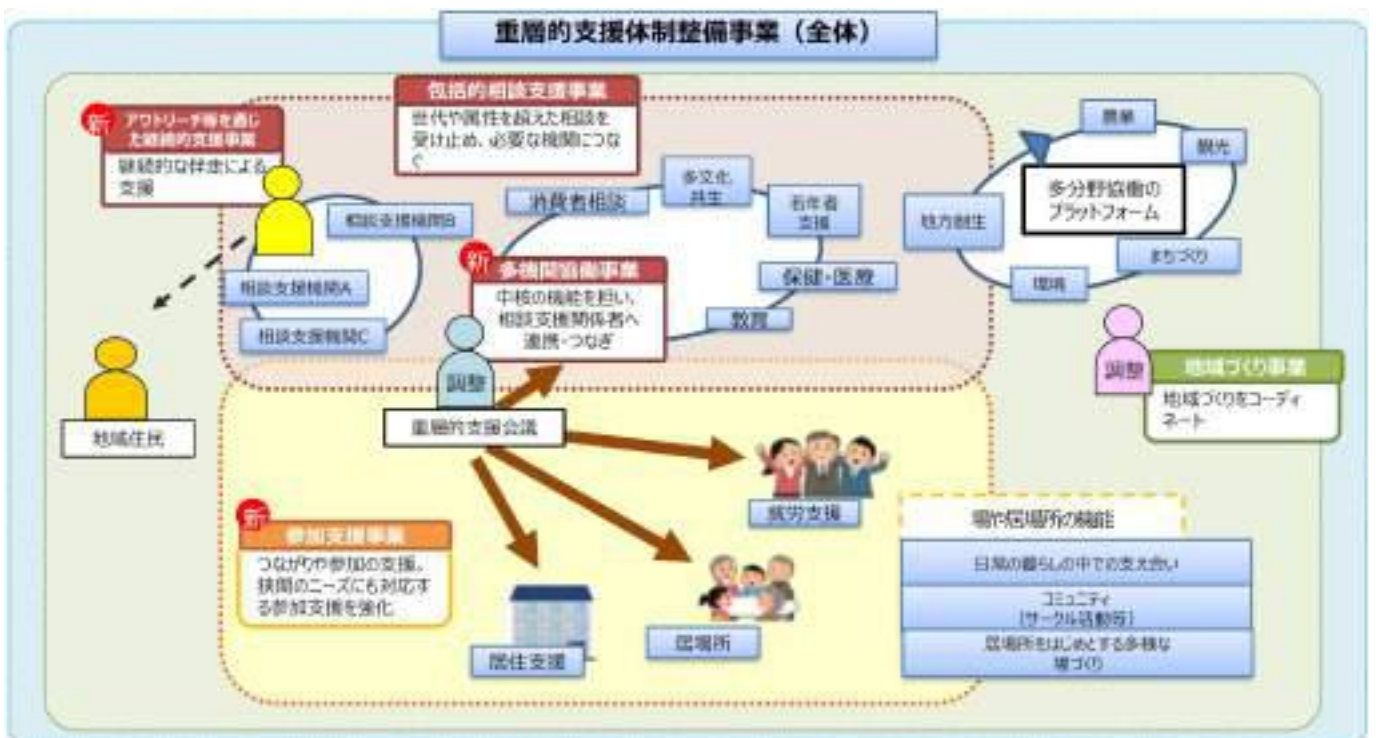
複雑・複合的な課題や制度・分野の狭間の課題を抱えた市民に対し、適切な支援を行えるよう、関係機関と連携し、重層的支援体制の構築を進めます。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①重層的支援体制の構築 (重層的支援体制整備事業)	● 市内6か所に設置された地域総合支援センターをはじめとする各相談支援機関等と連携しながら、複雑・複合的な課題や狭間のニーズを抱える相談者等の支援を行うとともに、地域で支え合える体制の構築に向けた取組を進めます。

重層的支援体制整備事業について（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ**等を通じた**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



施策3

権利擁護の取組の推進

【成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画】

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない人、支援や援護を必要とする人が、住み慣れた地域で安全に安心して生活をするために、本人主体の観点から成年後見制度の利用支援等の権利擁護支援を行い、総合的かつ積極的な権利擁護の推進を図ります。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①中核機関の機能の整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 明石市社会福祉協議会に後見支援センター業務を委託し、中核機関として位置付けるとともに、成年後見制度や権利擁護事業の普及啓発を行う「広報機能」、社会福祉士等の福祉専門職及び弁護士職員を配置し、積極的なアウトリーチにより包括的な支援を実施する「相談機能」、専門職バンクの設置や市民後見人の養成・活動支援を行う「成年後見制度の利用促進機能」、市民後見人や親族後見人に対する後見監督や相談対応などの支援を行う「後見人の支援機能」の充実を図ります。
②地域連携ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護支援の地域連携ネットワークの3つの役割の効果的な実現に向け、以下の取組を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ①権利擁護支援の必要な人の発見・支援 明石市基幹相談支援センター、地域総合支援センター等の関係機関と連携を図りながら早期発見・早期対応の支援を行います。 ②早期の段階からの相談・対応体制の整備 電話や来所相談以外に、積極的なアウトリーチによる相談対応を行い、早期の段階から相談対応が図れる支援体制を整備します。 ③意思決定、身上保護を重視した後見活動支援体制の構築 本人面談による判断能力程度や成年後見制度利用の意向や本人の望む生活を確認し、それらに基づく意思決定を重視した支援を行います。

<p>③チーム支援の仕組みの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 明石市後見支援センターが設置する運営委員会等を活用し、福祉・法律職等の連携によるチーム支援の仕組みを整備します。 ● 明石市後見支援センターが、相談から申立、受任調整など、本人を中心とするチームを形成し、後見人等の候補者や関係機関等と連携を図りながら後方支援を行い、見守り支援体制の整備に努めます。
<p>④成年後見制度の利用の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度を利用することにより、より安全な日常生活を営むことができるよう支援するため、市長による審判請求並びに後見人等の報酬に対する助成を行います。

施策4**防犯・防災活動の推進**

近年、大規模な地震や風水害が頻発する中、災害時の要配慮者などに対する支援体制が大きな課題となっています。災害時の見守り支援体制などにおいて普段から地域の中で顔の見える関係づくりに努めるとともに、市民と市が強固に連携した体制づくりに努め、安全・安心のまちづくりを進めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据え、感染から市民を守るまちづくりを進めていきます。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①防犯活動の推進	● 市民、警察、防犯協会、地域の団体と連携しながら、出前講座の実施や、イベント・広報チラシ等による啓発活動を通じて、地域防犯力の強化に取り組めます。
②防災活動の推進	● 自治会・町内会等への避難行動要支援者名簿の提供及び活用の拡大を図るとともに、各要配慮者に応じた個別支援計画の作成促進、福祉避難所の充実を図り、災害時においても要配慮者の安全を確保できる体制づくりに取り組めます。
③感染症に対する体制整備の推進	● 新型コロナウイルス感染症をはじめとした様々な感染症の発生時において、高齢者や障害者をはじめとした市民の健康や生活を維持できるよう、市、市民、事業者などの連携した対応による、非常時における体制を構築するなど、柔軟かつ速やかに対応できる取組を推進します。

基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進

“包括的な支援で誰一人取り残さない共生社会を推進する”

施策1	困難を抱える人への寄り添い支援と孤立・孤独対策の推進
-----	----------------------------

単身の高齢者世帯の増加に加えて、80代の高齢の親と就労していない独身の50代の子や障害を持つ子が同居している世帯が抱える地域課題である「8050問題」や、就職氷河期世代のひきこもり、家族の介護や世話を子どもが担う「ヤングケアラー」、様々な社会的要因による自殺、高齢者や障害者、子どもに対する虐待など、新たな課題に対応するため、困難を抱える人への寄り添い支援と孤立・孤独対策の取組を推進します。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 全庁的な推進体制のもと関係機関と連携し、(1)各相談機関との連携を強化し、総合的な支援を実施、(2)自殺のハイリスク要因を抱える人への支援の強化、(3)地域住民のゲートキーパー機能を高める等地域づくりの推進、(4)遺族等遺された人への支援、以上4つの柱により自殺対策の取組を推進します。
②ひきこもり相談支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ひきこもりが長期化し、ひきこもり当事者もその親も高齢化して働けなくなり困窮する「8050問題」をはじめとして、ひきこもり状態にある方とその家族に対し、社会とのつながりを回復し、安心できるよう、ひきこもり専門相談、家族支援の強化、関係機関のネットワーク支援体制の整備、出前講座・研修、安心できる居場所づくり（補助金事業）を実施します。
③ヤングケアラーの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● ヤングケアラーについての社会の理解を深め、ヤングケアラーの早期発見・支援に向けた啓発活動を行うとともに、庁内関係各課や関係機関等が連携した支援体制を整備し、ヤングケアラー及びその家族に対して適切な支援が実施されるよう取り組みます。
④虐待防止及び早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域総合支援センターをはじめ、関係団体や地域の介護保険サービス事業者等からなる高齢者虐待防止ネットワークを形成し、連携することにより、高齢者虐待の防止及び早期発見を図り、円滑な養護者の支援に

	<p>つなげます。高齢者虐待が疑われる際に、早期に相談・通報してもらえるよう、市民の関心を高めるため、高齢者虐待防止の啓発や相談窓口等の周知を図るとともに、関係機関に対する意識啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターを拠点とし、障害者虐待防止に取り組むとともに、差別解消に向けた障害者理解の取組を推進します。 ● 明石こどもセンター（児童相談所）を子どもの総合支援の核となる拠点施設として、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を実施します。
--	---

施策2**生活困窮者への支援**

生活困窮者の自立に向けて、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え、任意事業である家計改善支援事業、学習・生活支援事業、一時生活支援事業、就労準備支援事業を一体的に実施します。

また、生活困窮者の早期把握や見守り体制の充実を図るため、関係機関とのネットワークを構築し、地域ぐるみの生活困窮者支援に取り組みます。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①生活困窮者自立支援法に基づく支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者の自立に向けて、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え、任意事業である家計改善支援事業、学習・生活支援事業、一時生活支援事業、就労準備支援事業を一体的に実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金事業 ・家計改善支援事業 ・学習・生活支援事業 ・一時生活支援事業 ・就労準備支援事業
②地域ぐるみの生活困窮者支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ぐるみの生活困窮者支援の充実を図るため、引き続き、支援メニューの充実や関係機関との連携支援体制の構築、相談窓口の周知に取り組むとともに、新たな地域の社会資源の創出や市民の理解を深めるための機会づくり、見守り体制の充実などに取り組みます。 ● こども食堂など、地域で活動するさまざまな団体と連携し、生活困窮者などの課題を抱える世帯の早期把握に努め、適切な支援を行える地域づくりを推進します。

施策3**認知症の人と家族への支援の充実**

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、認知症の人の意思が尊重され、認知症の人やその家族が、安心して自分らしく暮らし続けていける共生社会「認知症にやさしいまち明石」を目指して施策を総合的に推進します。

また、令和2年（2020年）10月より「認知症あんしんプロジェクト」を発足し、「本人の尊厳確保」「家族負担の軽減」「地域の理解促進」を基本方針として、認知症施策のさらなる取組を推進しているところですが、さらに、認知症施策の指針となる「（仮称）明石市認知症あんしんまちづくり条例」を制定し、市や市民、関係機関等が一体となって、柔軟かつ迅速な施策の展開を推進します。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①認知症の理解啓発・地域支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症は誰もがなり得ることから、認知症の人が地域のより良い環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症への社会の理解を深め、認知症の人をやさしく見守り、同じ社会の一員としてあたたかく受け入れられる地域共生社会づくりを推進し、認知症の人の生きづらさや障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を進めます。 ● 行政だけでなくまちぐるみで認知症の人や家族を支援するため、地域住民による見守り支援や声かけをはじめ、民間企業等が協働、協力して、重層的に見守る体制づくりを促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・オレンジサポーター制度の拡充 ・キャラバン・メイトの養成 ・見守りSOSネットワーク事業との連携 ・高齢者見守りネットワークの充実 など
②早期の気づき・早期支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● いち早く認知症に気づき、状況に応じた適切な医療や介護保険サービスにつなげていけるよう、医療機関と介護保険サービス事業所、地域総合支援センターなどが連携し、必要な時に必要な支援を受けることができる支援体制づくりを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実

	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症チェックシートの活用 など
③権利擁護・在宅生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症による記憶力や判断力の低下等の症状から、権利侵害を受けることがないよう、認知症の人の尊厳が守られ、地域全体でやさしく見守られながら自分らしく暮らせるまちづくりを推進するため、認知症の人の安全対策や生活支援の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業 ● 在宅で介護をしている家族介護者の精神的・身体的・経済的負担軽減を図り、重症化を防ぎ、住み慣れた地域でできる限り在宅生活を継続できるよう取組を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェや居場所の推進 ・あかしオレンジ手帳の発行・活用 など
④若年性認知症支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 若年性認知症とは 65 歳未満で発症する認知症であり、仕事、家庭、子育てのキーパーソンとなる世代に起こることが多いことから、本人や家族の生活全体に及ぼす影響が大きく、事例に応じて多様な支援が必要となることから、正しい理解の普及啓発や、相談支援体制の推進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症の周知・啓発 ・若年性認知症の支援体制の整備 など
⑤介護保険サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化の進展に伴い増加が見込まれる認知症の人が、それぞれの状況に応じた適切な介護保険サービスを受けられ、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう介護施設等の整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム等の整備

施策4**更生支援及び再犯防止の取組の推進
【地方再犯防止推進計画】**

平成28年（2016年）12月に制定された再犯防止等の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、関係機関等の協力や市民の理解のもと、より安定的・継続的に更生支援の取組を推進するため、平成30年（2018年）12月に明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例（平成31年（2019年）4月施行）を制定しました。

生活のしづらさを抱え、支援を必要とする罪に問われた人等の円滑な社会復帰を支援して共生のまちづくり（やさしいまち・明石）を推進し、また、市民が犯罪による被害を受けることなく、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした更生支援の取組を推進します。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①円滑な社会復帰を促進して共生のまちづくりを推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 罪に問われた人等が社会復帰する際に、途切れることなく円滑に支援につなげていくため、刑事司法関係機関をはじめ、地域の医療・福祉・まちづくり等に関わる機関・団体が連携し、情報共有を行うことを目的とした更生支援ネットワーク会議を開催します。 ● 刑事司法関係機関等からの相談に対し、支援対象者と面談する等して情報を収集し、円滑に社会復帰していくために必要な福祉サービス等の支援を調整します。 ● 支援対象者個々の事情等に応じ、個々の特性を十分に踏まえた支援を行います。
②再犯を防止して安全・安心なまちづくりを推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携しながら、また、障害者や生活困窮者に対する就労支援の取り組みも勘案しながら、就労の相談・助言等の必要な支援を行います。 ● 生活拠点の確保が困難であることにより更生支援が妨げられるおそれがある場合、住居の確保等の支援を行います。 ● 保護司や更生保護女性会などに補助金を交付するなど、更生保護活動を支援します。 ● 「社会を明るくする運動強調月間」において広報や啓発活動を行うことによって、市民等の更生支援に関する理解を深めます。

第5章 重点的な取組

計画に位置付けた多岐にわたる各種施策の中で、基本目標ごとに特に優先的に取り組む重点施策を設定します。

また、重点施策の達成状況を把握するために目標指標を設定します。

基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上

“「我が事」意識の醸成と支え合い活動の実践”

重点施策 担い手の発掘と育成

地域では、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア団体、自治会・町内会、校区まちづくり組織など市民や様々な団体がそれぞれの立場で役割分担し、地域福祉を推進する活動に取り組んでいます。様々な地域福祉活動を継続的に実践できるよう、若い世代の参加促進や担い手の確保に向けた環境整備を推進します。

【目標指標】

指標	現状値	目標値
民生委員・児童委員の定員充足率	98.1% (2020年度末現在)	100% (2025年度末現在)
この1年間程度の間、地域のまちづくり活動(自治会活動やボランティア活動など)に参加した人の割合(まちづくり市民意識調査)	32.0% (2019年度)	40.0% (2025年度)

基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり

“参加・交流により「つながり」を育む”

重点施策 みんなの居場所づくりの充実

住民に身近な圏域において、互いに交流し、支え合い、誰もが住みよい地域づくりを行う地域共生社会の実現に向け、居場所づくりや交流促進等の充実を図ります。

【目標指標】

指標	現状値	目標値
居場所づくり事業実施団体 ※地域支え合いの家、みんなの居場所づくり事業、シニア活動応援事業、サロン活動助成金	163団体 (2020年度)	180団体 (2025年度)
こども食堂実施回数	541回 (2019年度)	800回 (2025年度)

基本目標3 地域における見守りと相談・支援体制の充実

“ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”

重点施策 地域総合支援センターにおける相談・支援体制の充実

「福祉まるごと相談窓口」として、属性・世代・相談内容を問わず断らない、分野横断的な相談支援を行うとともに、地域における様々な関係者や関係機関との連携を図り、地域総合支援センターを拠点とした継続的な支援に取り組みます。

【目標指標】

指標	現状値	目標値
地域総合支援センター相談件数	31,694 件 (2019 年度)	37,000 件 (2025 年度)
明石市基幹相談支援センター・明石市障害者虐待防止センター相談件数	9,427 件 (2020 年度)	9,800 件 (2025 年度)
明石市後見支援センター相談件数	7,006 件 (2020 年度)	7,500 件 (2025 年度)

基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進

“包括的な支援で誰一人取り残さない共生社会を推進する”

重点施策 認知症の人と家族への支援の充実

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、認知症の人の意思が尊重され、認知症の人やその家族が、安心して自分らしく暮らし続けていける共生社会「認知症にやさしいまち明石」を目指して、市や市民、関係機関等が一体となって、総合的な施策の推進に取り組みます。

【目標指標】

指標	現状値	目標値
オレンジサポーター養成者数	13,428 人 (2020 年度末現在)	30,000 人 (2025 年度末現在)
認知症カフェ等設置数	7 か所 (2020 年度末現在)	29 か所 (2025 年度末現在)

第6章 取組を持続・発展させる仕組みづくり

1 推進体制の構築

地域福祉課題は、高齢者や障害者、子どもに関する福祉、医療、教育、防災など、広範囲に及びます。そのため、関連する施策や計画との連動が不可欠であり、庁内関係部署の横断的な連携の強化を図るとともに、地域福祉活動の推進団体である明石市社会福祉協議会と地域福祉に関する課題を共有し、連携を一層深め、本計画の推進に取り組んでいきます。

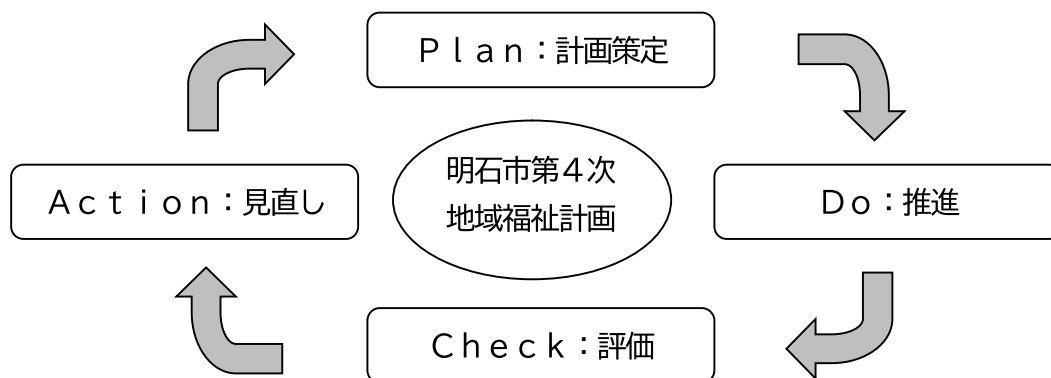
また、行政や明石市社会福祉協議会をはじめ、地域住民や地域組織、福祉事業者など、様々な地域福祉活動の担い手同士が役割を分担し、連携を図りながら、それぞれの協働によって、本計画における事業や取組を推進していきます。

2 計画の進捗状況に係る評価と見直し

本計画の進捗管理については、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する場である明石市社会福祉審議会に進捗状況の報告を行い、評価や意見をいただきながら取組を進めることとします。

また、庁内関係部署や明石市社会福祉協議会等の関係機関との協議により、問題点や課題を把握し、検証・評価を行うとともに、社会情勢や制度の改正などに柔軟に対応するため、必要に応じて、見直しを加えるなど「PDCAサイクル」を活用しながら、推進していきます。

PDCAサイクルによる計画の推進



(仮称)明石市認知症あんしんまちづくり条例(素案)について

本市のまちづくりのコンセプトである「いつまでもすべての人にやさしいまちをみんなで」に基づき、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、本市における認知症施策の指針となる「(仮称)明石市認知症あんしんまちづくり条例」の制定に向け、取り組んでいるところです。

1 制定に向けた検討状況について

認知症あんしんネットワーク会議(9月29日)や、関係団体等への個別ヒアリング・アンケート(8月～9月)により意見聴取を行いました。

また、各関係者からいただいた意見を基に条例素案を作成し、市の社会福祉に関する事項を調査審議する場である社会福祉審議会において議論していただきました(11月5日)。

2 条例(素案)の構成

第1章 総則

- ・目的、定義及び基本理念について規定

第2章 市の責務及び関係機関等の役割

- ・市の責務、認知症の人及びその家族の役割、市民の役割、事業者の役割、地域組織の役割、関係機関の役割について規定

第3章 基本的施策

- ・条例の目的を実施するための以下の施策について規定
 - ①知識の普及及び人材育成等、②早期支援等、③認知症の人及び家族への支援、④地域づくり及び社会参加の推進、⑤後見支援の推進、⑥連携強化、⑦災害及び感染症対策

3 今後の予定について

2021年12月～2022年1月 パブリックコメントの実施

2022年2月 第2回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

第3回社会福祉審議会

条例案の確定

3月 市議会で条例案を審議

4月 条例施行

(仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例 (素案)

目次

第1章 総則 (第1条―第3条)

第2章 市の責務及び関係機関等の役割 (第4条―第9条)

第3章 基本的施策 (第10条―第16条)

第4章 雑則 (第17条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、明石市 (以下「市」という。) における認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、地域組織及び関係機関の役割を明らかにし、認知症の人等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、認知症の人等が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 介護保険法 (平成9年法律第123号) 第5条の2第1項に規定する認知症をいう。
- (2) 認知症の人等 認知症の人及びその家族をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者及び通勤又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。
- (5) 地域組織 協働のまちづくり推進組織、地縁による団体その他一定の区域に居住する者等により構成される団体をいう。
- (6) 関係機関 認知症に関する医療、介護、支援等に携わる機関をいう。

(基本理念)

第3条 市並びに市民、事業者、地域組織及び関係機関 (以下「関係機関等」という。) は、次に掲げる基本理念に基づき、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 認知症の人等の意向を尊重し、及び認知症の人等が尊厳を保持できること。
- (2) 認知症の人等の視点に立って取り組み、認知症の人等がその人の状況に応じた必要な支援を受けることができる支援体制の実現を目指すこと。
- (3) 認知症に対する正しい知識と理解を深め、それぞれの役割及び責務を認識

し、相互に連携し支え合う地域社会の実現を目指すこと。

第2章 市の責務及び関係機関等の役割

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等と連携しながら、次に掲げる施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 認知症の人等に関する課題、認知症の人等の要望その他認知症の人等が生活する地域の実情についての調査及び研究に基づく、地域の実情に応じた認知症の人等の支援に関する施策
- (2) 認知症に関する正しい知識及び認知症の人等に対応するために必要な知識又は技能の普及を図るための施策
- (3) 認知症の人等を地域の連携及び協働によって支え合うまちづくりを推進するための取組及び環境整備に関する施策

(認知症の人等の役割)

第5条 認知症の人等は、安心して暮らせるまちを築くために、自らの希望、思い、気づいたこと等を、市及び関係機関等に発信するものとする。

- 2 認知症の人等は、地域の一員として、自らの意思に基づき社会参加を行う。

(市民の役割)

第6条 市民は、誰もが認知症になる可能性があるものとして認識し、認知症に関する正しい知識を持ち、その理解を深め、認知症に関して備えるよう努めるものとする。

- 2 市民は、認知症の人等が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、交流、見守りその他の市民相互の支え合いに取り組むよう努めるものとする。
- 3 市民は、市及び関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な教育を行い、認知症の人等が置かれている状況に応じて適切な配慮を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、認知症の人等が働きやすい環境の整備に努めるとともに、就労の継続に配慮するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(地域組織の役割)

第8条 地域組織は、認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の人の見守り等による地域での支え合い、認知症予防に関する活動、交流ができる居場所づくり等に積極的に取り組み、認知症の人等が安心して暮らせる環境の整備に努めるものとする。

2 地域組織は、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第9条 関係機関は、認知症に関する専門的な知識及び技能の向上に努め、認知症の人等が置かれている状況に応じた適切なサービスの提供に努めるものとする。

2 関係機関は、認知症に関する専門的な知識又は技能を活用し、認知症に関する正しい知識の普及及び啓発を行うとともに、認知症の人等を支援する人材の育成に努めるものとする。

3 関係機関は、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策及び取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

(知識の普及及び人材育成等)

第10条 市は、第5条第1項に規定する認知症の人等による発信を支援するとともに、市民、事業者及び地域組織が認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 市は、関係機関と連携し、医療及び介護に従事する者の認知症の人等に対応するために必要な知識又は技能の向上を図るものとする。

3 市は、認知症サポーター（認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に関する正しい知識を持って、地域又は職域で認知症の人等を支える者をいう。以下同じ。）の養成を推進するものとする。

4 市は、認知症予防に関する啓発及び知識の普及を行うとともに、地域組織等が主体的に実施する認知症予防に関する活動を支援するものとする。

(早期支援等)

第11条 市は、認知症を早期に発見し、また、認知症の人等が早期に必要な支援を受けられるよう、相談体制の整備及び充実を図るものとする。

2 市は、前項の相談を行った者等に対し、その状況に応じて切れ目なく支援を行うため、必要な施策を講じるものとする。

3 市は、前2項の施策を推進するため、地域総合支援センターを中心として関係

機関相互の連携協力体制の整備を図るものとする。

(認知症の人等への支援)

第12条 市は、認知症の人等が身近な地域で日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行うものとする。

2 市は、認知症の人等の状況に応じて、適時に、適切な支援を実施するため、医療及び介護の連携体制並びに施設の整備を図るものとする。

3 市は、行方不明となるおそれのある認知症の人を早期に見つけ、保護するため、関係機関等と連携した地域における見守り体制を整備するものとする。

4 市は、認知症の人が安心して自立した生活を営むことができるよう、認知症の人等の就労、その継続等のために必要な施策を講ずるほか、必要な社会保障制度が確実に提供されるよう支援するものとする。

(地域づくり及び社会参加の推進)

第13条 市は、地域における支え合いの意識の醸成、認知症の人等が社会での役割及び生きがいを持って活動することができる社会参加の場の確保等、認知症になっても地域の一員として社会生活を営むことができる社会の実現に向けて、支援を行うものとする。

2 市は、関係機関等と連携し、認知症の人等に対する支援活動に意欲のある認知症サポーターが地域で活動するために必要な施策を実施するものとする。

(成年後見制度の利用促進等)

第14条 市は、認知症の人の権利利益の保護を図るため、成年後見制度の利用促進及び市民後見人の養成を行うものとする。

(関係機関等との情報共有及び連携強化)

第15条 市は、認知症に関する施策の推進に関し、必要に応じて関係機関等との情報共有及び連携強化をするための機会を設けるものとする。

(非常時等の対応)

第16条 市は、感染症、災害等の発生時における認知症の人の安全確保に資するため、関係機関等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和●年●月●日から施行する。

明石市立高齢者ふれあいの里の今後の運営について

1 概要

「高齢者ふれあいの里」については、これまで老人福祉法に基づく「老人福祉センター」として、指定管理者制度で運営を行い、高齢者の健康増進等を中心に事業を展開し、多くの高齢者が利用しています。

また、本施設は「公共施設配置適正化実行計画」において、他目的の転用を進め、令和6年度までに完了することとされております。

現在、「健康体操」など多くの高齢者が利用し、介護予防としての役割を担っていることから、令和5年度以降の次期指定管理者の選定に合わせ、全ての市民が利用する地域の共生型施設の運営に向けた施設の整備を図ります。

2 事業内容

「健康体操」や「囲碁・将棋」など高齢者が多く利用している部分は継続しながら、ボランティアグループの活動、親子の集いの場、自治会等の地域の団体等の会議や発表の場など、多世代が利用出来るような施設へ転換を図ります。

(1) 高齢者の介護予防の拠点

介護予防プログラムなどを取り入れ、高齢者の身体機能の維持につながる事業を充実していきます。

(2) 地域団体等の活動の場

自治会等やボランティアグループなど地域団体等の活動や発表の場としていきます。

(3) 地域共生型施設

子育てサークルなど親子の集いの場、認知症カフェ、障害のある方、中高生の集いの場など、多世代の地域交流や共生型施設としていきます。

(4) 貸室利用の導入

自主事業で利用する以外の時間帯については、貸室として全ての市民が利用できるようにします。

3 施設の整備

全ての市民が利用する施設として、以下のとおり施設のリニューアルを図るとともに、利用者が少なく運営コストの高い入浴施設については廃止します。

(1) 施設改善

新たに全ての市民が利用する共生型施設として多目的トイレへの改修を順次進めていきます。その他、照明機器や内装の改修、備品等の更新を行い利用しやすい施設に改善を行います。

(2) 入浴施設の廃止

入浴施設については老朽化が進み、空調設備が無いなど新型コロナウイルス感染症対策が難しいことやバリアフリー化されておらず、利用者の安全確保が難しい状況です。また、光熱水費やボイラーのメンテナンスなどの管理費や清掃などに係る人件費などのランニングコストが高額であることから令和4年度以降廃止します。

(参考) 他都市の状況

本市と同様、老人福祉センター（ふれあいの里）のあり方について見直す自治体も多く、センター自体の廃止（横須賀市、鎌倉市、浜松市）をはじめ、入浴施設の廃止（京都市、堺市、吹田市、高槻市、茨木市、東大阪市）、介護予防や生きがい活動に重点を置いた施設（京都市、吹田市、高槻市、豊中市、茨木市）、多世代交流施設（京都市、茨木市、豊中市、浜松市）などに転換している。

4 その他

これまでも施設の管理運営に関し、良好な結果が得られていることから、指定管理者による運営を継続します。また、これまで同様に中崎、大久保、魚住、二見の4館一括で指定管理者により行い、令和4年度に次期指定管理者の選定を行います。

第3期 あかし教育プランの策定について

教育基本法第17条第2項に基づき、本市の教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項についての基本的な計画として平成28年3月に策定された「第2期 あかし教育プラン(明石市教育振興基本計画)」は、令和3年度で計画期間を終えることから、次期計画(令和4年度から9年間)の策定を行っています。

1 計画の策定にあたって

- (1) 現場における現状を正しく捉え、その意見を反映できるよう、指導主事職員等との意見交換を行うとともに、小・中・特別支援学校の校長会、幼稚園の園長会、保育施設の施設長会での意見交換やそれぞれへの意見照会を行う。
- (2) 市長が策定する教育の振興に関する施策の大綱である「明石市教育大綱」に即した計画となるよう「明石市教育大綱」の策定状況について市長部局と情報共有を図る。

2 検討経過

- (1) アドバイザーとの協議【5回】
 - ・策定作業の進め方について(令和2年11月)
 - ・第2期プランの振り返りについて(令和3年3月)
 - ・骨子案、成果指標について(令和3年6月～7月)
- (2) 指導主事職員等との意見交換【10回】
 - ・基本目標、基本方針について(令和3年4月)
 - ・教育、保育現場における現状及び課題について(令和3年5月～7月)
 - ・骨子案、成果指標について(令和3年8月)
- (3) 校長会、園長会、保育施設長会での意見交換及び意見照会【3回】
 - ・計画素案について(令和3年10月～11月)
- (4) 教育委員会における審議【4回】
 - ・骨子案について(令和3年5月)
 - ・計画素案について(令和3年10月～11月)

3 今後の予定

令和3年12月15日～令和4年1月14日	意見公募手続き	
令和4年3月	教育委員会	(計画の策定)
令和4年3月市議会	文教厚生常任委員会	(計画の報告)

4 計画(案)

別紙資料「あかし教育プラン(案)」参照